
☆★☆*...*...*...

①　安全衛生に関する監査



本学において行われる業務は、労働安全衛生法等の法令を遵守し、安全かつ円滑に遂行しなければなりません。このため、本学の安全衛生関係規程等が法令に準拠し、当該規程等に基づく適切な安全衛生管理が行われているかについて監査を実施するものです。

なお、平成23年度に「安全管理に関する監査」を実施しましたが、その後、平成26年度に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が公布され、本学の取扱いの一部が変更となったことなどから、改めて監査を実施することとしました。

②　競争的資金の監査



文部科学省等の資金配分機関から内部監査の実施を求められている公募型の研究資金を対象とし、各資金配分機関が定める公募ルール、使用ルール及び文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、応募・交付申請に係る手続き、交付申請書の記載内容の変更に係る手続き及び実績報告に係る手続き等が適正に行われているかを重点的に監査するものです。

③　標準会計監査



内部統制の整備及び不正防止を図ることを目的として、日常の会計業務における手続きや執行の適正性等について、リスクアプローチ監査を実施します。

この「リスクアプローチ監査」とは、監査を効率的、効果的に進めるための手法で、限られた人員や時間の中で、すべての項目に対して総括的に監査を行うのではなく、大学内に存在するリスク・課題を把握し、そこに重点的、効果的に監査を行うものです。

また、昨年度の標準会計監査では、「物品管理業務マニュアル」の改正に基づく物品管理業務の適正性について監査を実施しましたが、平成29年度は、昨年度「謝金業務マニュアル」が制定されたことから、謝金支給手続きが当該マニュアルに従い行われているかについて監査を実施する予定です。

④　フォローアップ監査



昨年度実施した内部監査において改善を要求し、「改善計画（状況）回答書」の提出を求めた事項について、対応状況とその効果の検証を目的として実施する監査です。

フォローアップ監査のみ、監査の結果、未改善または改善計画の進捗に著しい遅延があると判断した事項については、運営企画会議等において部局名が公表されることとなりますので、未改善となっている事項がないか、今一度ご確認いただければと思います。

上記のほか、内部監査基本計画書の重点項目に限らず、社会的関心の高い事項や、年度当初想定していない事態が発生した際に、総長が特に必要であると認めた場合には、機動的に対応し、臨時監査を実施することがあります。

監査対象部局となった部局におかれましては、後日、監査実施内容の詳細をお送りしますので、お忙しいなか各種資料の準備等に大変お手数をおかけしますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

・「競争的資金の監査」の実施について



「平成29年度内部監査基本計画書」の重点事項として設定した4項目のうち、最初の監査となる**「競争的資金の監査」**を7月上旬から8月下旬にかけて実施する予定です。

「競争的資金の監査」は、例年、国及び独立行政法人等の資金配分機関から配分される競争的資金及び公募型の研究資金（以下「競争的資金等」という。）を対象に実施していますが、昨年度に引き続き、事前に内部監査の必要な競争的資金等の把握を目的に、全部局を対象とした「内部監査（競争的資金の監査）対象事業事前調査」を5月に実施し、調査結果をもとに監査対象となる課題を選定しました。

調書作成や事務処理要領等の提出にご協力いただき、ありがとうございました。

監査対象部局は16部局を予定しており、対象部局の皆様には、すでに日程照会の文書を送付し、ご回答いただいているところですが、実施日程が決定しましたら、改めて通知いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【内部監査計画・報告】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/2-2index.html

監 事 監 査 情 報

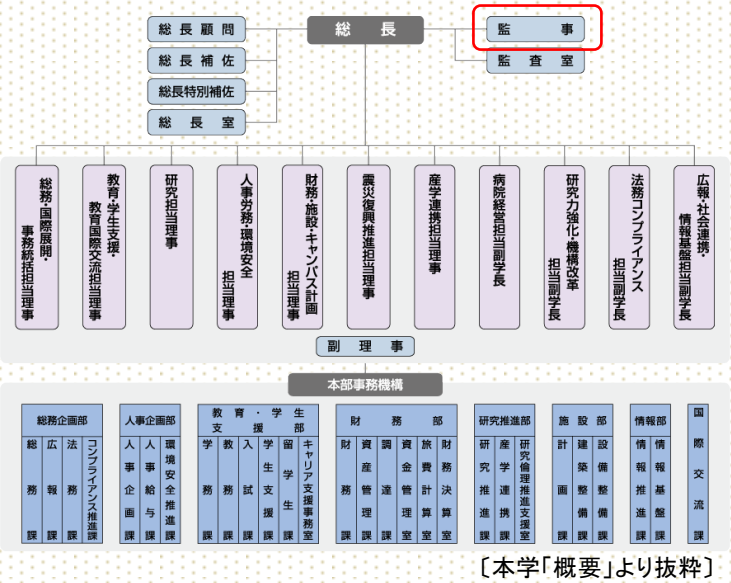
・「平成 29 年度監事監査計画」について

本学における監事監査は、国立大学が法人化されて以降、毎年、**監事監査計画書**を作成して行ってきました。主に、本部事務機構での業務を監査してきたことから、学内での認知度は低いものと推定されます。監事監査について説明できる機会を、昨年に引き続きいただき感謝申し上げます。

そもそも監事監査は、本学監事監査規程で定める**「本学の業務運営状況、業務執行状況及び会計処理状況の実態を把握し、関係法令等に基づく適正な執行状況等について監査することにより、本学の業務の適切かつ効率的な運営を確保することを目的とする。」**ことによるものであります。

業務処理の不正をただすこと、或いは指摘事項を見つけ出すことを目的とするものではなく、本部事務機構或いは部局における運営状況を掌握するものであります。

運営組織図（理事・副学長・副理事・本部事務機構）



〔本学「概要」より抜粋〕

平成29年度の監事監査計画書は別紙のとおり作成し、平成29年4月17日に総長に提出し、平成29年5月23日に開催された部局長連絡会議で報告しております。

平成29年度は、第3期中期目標・中期計画期間の2年目になります。

文部科学省が掲げる国立大学改革プランの位置付けでも改革加速期間からの継続・発展の時期であり、第3期中期目標・中期計画「持続的な“競争力”を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ」への重要な実施の時期となっています。

文部科学省が掲げる「国立大学改革プラン」（平成25年11月26日）、公表されている「国立大学のミッション（各大学の強み・特色・社会的役割）の再定義」及び「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」（平成26年2月12日）、本学の「里見ビジョン」（改訂版）（平成27年12月）、「東北大学グローバルビジョン」（平成26年5月）等を参考に、本学の業務執行状況について、より適切・的確な監事監査を実施することとして、業務全般として以下の**7つの事項を重点事項**としました。

①	里見ビジョンにおける７つのビジョンの進捗状況について
②	東北大学災害復興新生研究機構における機構コミットメント型プロジェクトの進捗状況について
③	部局の運営状況等について
④	第３期中期目標及び年度計画の実施状況等について
⑤	公的研究費の不正使用防止及び研究活動における不正行為に対する対応状況について
⑥	内部統制システムの整備状況について
⑦	監事監査における監事意見への対応状況のフォローアップについて

①から④の重点事項は、本学の業務全般を確認できるほか、文部科学省が掲げている国立大学改革プランの実施状況が確認できるものと考えております。

特に、③の重点事項「部局の運営状況等について」は、本学グローバルビジョンの最終年に当たることから、部局での取組がどのように進捗したのかを確認することとしております。2～3の部局を訪問して意見交換することも考えております。

⑤の重点事項は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が国立大学法人評価委員会に、評価の実施に向けて留意して実施されたい旨の意見を出している事項であります。

⑥の重点事項は、国立大学法人法が改正され、平成27年度から監事監査報告書に記載しなければならないこととなったものであります。

このほか、出資事業及び病院の運営状況については、重点事項としていませんが、通常の業務の中で監査することとしております。



決算監査は、本学が作成した貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査することとしております。

本学が100%出資子会社として設立された東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社があることから、連結財務諸表についても監査します。

実施時期は、業務全般及び重点事項の監査については、各監査項目に関連する本学の運営状況及び検討状況等を勘案し、効果的な監査となるよう、通年の中で実施することとしております。

決算監査は、平成29年度決算終了後の平成30年6月に実施することとしております。

監査の方法は、重要な会議に出席するほか、必要に応じて役員及び職員に質問し、又は説明若しくは資料の提供を求めることにより実施することとしております。

監査報告は、平成30年6月中旬を目途に決算検査を含めた監査終了後に作成し、総長に提出する予定でおります。

監査を実施する際には、質問事項を作成してお願いすることとしております。
皆様にご協力をお願いいたします。

【監事監査計画書】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/2-2index.html

監 査 ニ ュ ー ス

・あおぞら銀、上智大に本店移転…共同研究も【5/9 読売新聞】
・大学PCでアダルトサイト閲覧　神戸大職員処分【5/9 神戸新聞】
・東芝、監査法人を変更へ　17 年度から、「太陽」が有力【5/10 朝日新聞】
・大学AO入試、学力評価を義務化　文科省、20 年度から【5/10 日本経済新聞】
・京大に著作使用料指摘　ディランさん歌詞引用【5/10 読売新聞】
・元准教授、諭旨退職相当の懲戒処分に　名古屋大【5/26 朝日新聞】
・個人情報　患者の画像入りSDカード紛失　佐賀大病院【5/26 毎日新聞】

連 載 企 画



生まれも育ちも栗原築館、姓は小○　名は卓也、人呼んで　フーテンの卓　が引き起こす様々な出来事を、なぜか国立大学法人業務に長けた　妹　が見事に解決していくコーナー！
回を重ねるごとに「卓」という人物の謎は深まるばかりですが・・・第９回目となる今回は、
「なんだろう？　分割発注って・・・？」というお題についてご説明します。

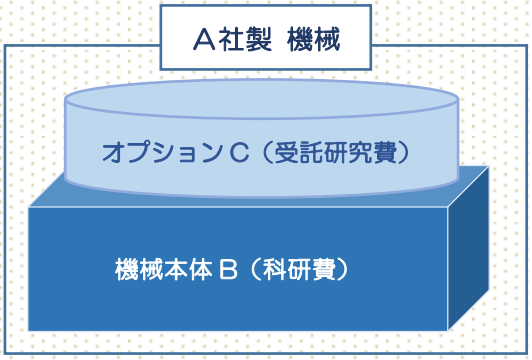
本学の契約手続きは『一般競争入札』が原則ですが、例外的な取り扱いとして、契約金額が少額な場合や競争参加企業が少数の場合は『随意契約』や『指名競争契約』が認められています。
『分割発注』とは、本来は一つの調達案件とすべきにも関わらず、同一業者に分割して発注することをいい、不適切な支出に該当します。

・……・……・……・……・……・……・……・……・……・

妹）　あれ？！お兄ちゃん、これって分割発注じゃないの？同じ日付で、同じメーカーの異なる製品の見積書を別々にもらっているじゃない。これから発注するの？

卓）　え？この購入方法じゃ駄目なのかい？科研費のルールには、『直接経費と使用目的（使途）が定められている他の経費を合算して、科研費の補助事業に使用することは、他の経費の使途の制限に抵触するため認められませんが、ひとつの契約であっても使用区分を明確にして、それぞれの目的に応じて経費を充当する場合などは例外として容認されます。』って書いてあるから、
・経費毎に見積書を取って発注して、
・経費毎に納品書・請求書をもらって、
・経費毎に支払
しようと思っているんだよ。そうすれば、使用区分が明確になるだろ。

卓さんは、A 社製の機械本体 B を科研費で購入し、
B 本体に取り付けて使用する A 社製のオプション C を
受託研究費（合算使用が可能なもの）で購入しようと
計画しているようです。
B は科研費の研究のために使用し、
C は受託研究のために使用するようです。



妹）　だめよ！お兄ちゃんは使用区分を明確にすることを勘違いしているわ。
使用区分を明確にしてくれるのは有難いけど、注意してほしいのは『ひとつの契約』っていう言葉よ。
発注も別、納品書・請求書も別では、『ひとつの契約』じゃなく『複数の契約』になって、分割発注になってしまうわ。
『使用区分を明確』にするには、どこの部分が科研費で、どこの部分が受託研究で使用するかを整理できていれば十分よ。

卓）　なるほどねぇ。 危うく、やってはいけない事をやってしまうところだったよ。

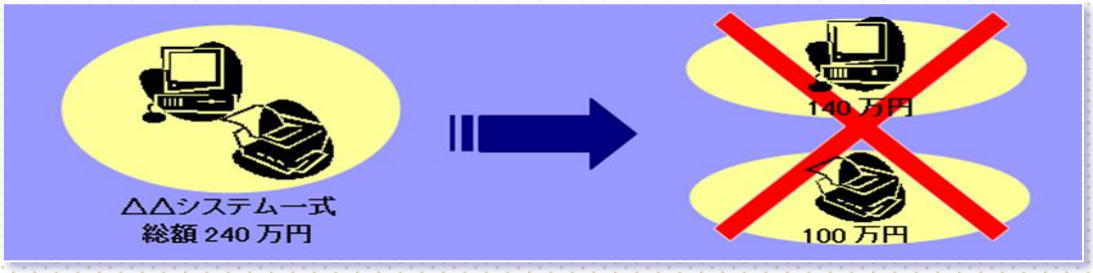
妹）　ところで、合計金額は 150 万円を超えていないわよね？もし超えていたら、お兄ちゃんには発注権限がないから、事務発注になるからね。

卓）　えっ？！　合計で 150 万円を超えているよ・・・。ということは、自分では発注できないから、事務で手続きしてくるよ。

・……・……・……・……・……・……・……・……・……・

本学の**『経費執行ハンドブック』**（平成 28 年 12 月改訂版）7ページには、分割発注について、**「本来1件の契約として調達できるものを意図的に分割して発注することはできません。」**と記載されています。
そして、以下の不適切な分割発注の事例が記載されています。

例１）

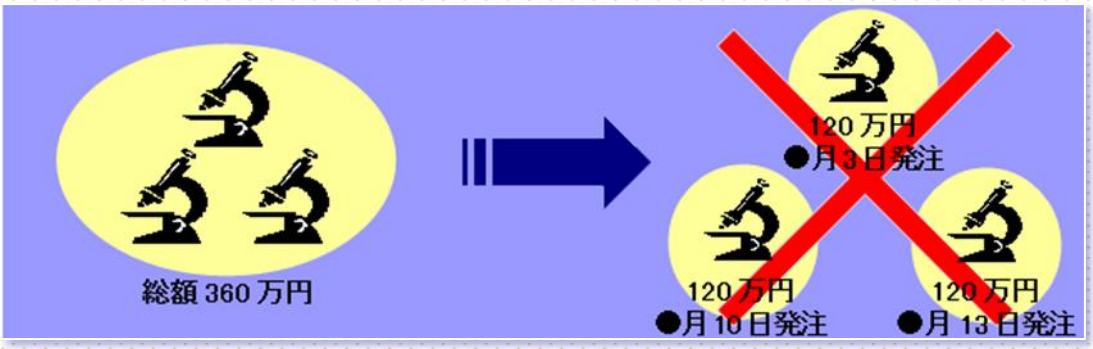


複数の機器から構成されるシステム（総額 240 万円）を調達するにあたり、本体（140 万円）と附属機器等（100 万円）に分割し、教員自らがそれぞれ個別に発注した。 → ✕

＊ 異なる財源（種目の違う科研費等）であっても、調達時期が重複している場合には、原則、一括して調達する必要があります。

例２）

同一の研究目的で使用する実験機器を複数台（総額 360 万円）調達するにあたり、発注日を数日ずらし、教員自らが個別（１台当たり 120 万円）に発注した。 → ✕



＊ 例 1 と同様に、異なる財源（種目の違う科研費等）であっても、調達時期が重複している場合には、原則、一括して調達する必要があります。

どちらの例も、総額では見積合せや入札手続が必要な契約金額ですが、分割することにより教員発注が可能な契約金額となってしまい、見積合せや入札手続が省略されて、競争性が損なわれてしまいます。

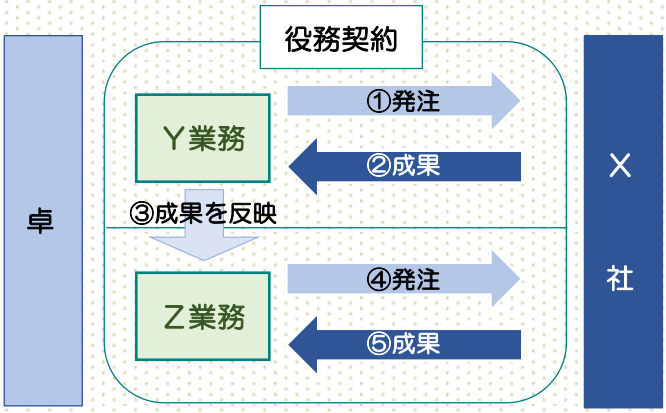
・……・……・……・……・……・……・……・……・

卓） ところで、少しこれに似たケースでもう一つ計画していることがあってね、そっちの方は「役務契約」で、まず、X 社に Y 業務を発注して、その業務の成果を反映させた Z 業務を再び X 社に発注しようと思っているんだけど、これも分割発注になってしまうのかい？

妹） ひとつの役務であっても、Z 業務は Y 業務が完了していないと出来ないわけだから、それは分割発注にならないわよ。まずは Y 業務を完了させてから、Z 業務の契約をすることになるわ。

でも、仮に Y 業務の成果を Z 業務に反映する必要がないのであれば、Y 業務と Z 業務は一括して契約する必要があるわね。

こちらのケースは、後から納品の結果だけを見た場合、分割発注をしたのではないかと疑義を抱かれてしまいそうですが、一つの契約に出来ない正当な理由がありますので、分割発注には該当しません。



本学では 150 万円を超える契約は、見積合せ等の手続をした上で事務発注をする必要があります。

契約事務を担当する職員の皆さんも、研究室等から受領した『購入済報告書』で同一業者からの調達時期が重複しているものがありましたら、念のため、経緯等を確認するようにしましょう。

また、卓さんのように、経費毎の使用区分を明確にするための手段として、一つの契約を経費毎に分割し、複数の契約に分ければ良いと理解されている方もおられるかもしれませんので、部局内で必要に応じて周知等を行い、理解を促すのも効果的な方法かと思われます。

妹）　ところで、お兄ちゃん、そんな購入計画を立てているけど、なぜ研究費を持っているの？
卓）　お兄ちゃんのことをあれこれ穿鑿（せんさく）するのは野暮ってものよ。
　　夢はでっかく！計画は･･･今の研究費で間に合うか･･･ちょっと不安だな。
妹）　お兄ちゃんは昔から無計画で、ふらりと帰って来ては家出を繰り返しているもんね。
卓）　それを言っちゃぁ、おしまいよ。

このコーナーでは、皆様からの疑問・質問をお待ちしています。
日頃の業務の中でのちょっとした疑問（なんでこんな作業が必要なのだろう）や、
いまさら上司や先輩に聞けないけれど、実はよく理解できていないことなど、
いただいたご質問には出来る限り誠意をもってお答えします！
ご質問は、メール、ファックス、お手紙で！（匿名でも大丈夫です）

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「減量」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

今回は、「減量」について話をすることとする。減量と言っても体重の話ではない。我が家のごみの減量のことである。体重の話は、「目指せ10台」と題して平成28年6月に掲載しているので、興味のある方はそちらの記事をお読みください。

先日のYAHOO！ニュースで『ごみ排出量、全国最小はあの県　1人当たり量で2年連続』が掲載されていた。平成２９年３月に環境省が『一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成２７年度）について（http://www.env.go.jp/press/103839.html）』を報道発表した内容を記事にしたものである。環境省の報道内容では、ごみ総排出量、１人１日当たりのごみ排出量、最終処分量が、前年度より減少しているとのことである。

ごみの量が減っていることは我が家でも実感している。ごみの分別収集が始まったころは、『家庭ごみ』と『びん・缶』の2つの分類でのごみ収集であった。その後、プラスチックが分類分けされた。今では、子供会が中心となり、古紙回収を行っている。

家庭ごみ、ビン・缶、プラスチックごみは、指定された収集日に出している。10年くらい前は、家庭ごみ『大』のごみ袋を1週当たり2個出していた。今は、家庭ごみ『中』のごみ袋を1週当たり1個、プラスチック『中』のごみ袋1週当たり1個に減らしている。



どのようにして家庭ごみを減らしているのか、我が家の取り組みの一例を紹介する。

（１）よごみ

調理で出る野菜の切りくず等の生ごみをコンポスト化容器に入れてゆき、その上から土をかぶせ肥料を作り、狭い家庭菜園にまいている。

生ごみと土をかわるがわる入れていくと、土の中の微生物などによって分解され、だんだんと堆肥になっていく。

ちなみに、ネットで調べたら、『よごみ』とは宮城の方言で生ゴミとのことである。



（２）卵の殻

卵の殻にはカルシウムが多く含まれているので、家庭菜園で使われる肥料としては非常に向いていると聞き、卵の殻を綺麗に洗ってしっかりと乾燥させてから細かく砕いて家庭菜園用のプランターの土などと一緒に混ぜている。

野菜を育ててみると、普通に育てるよりも元気に育てることができるとのことであるが、まだ実感していない。

この他に、卵の殻の使い道は、鍋を焦がしたときのコゲ落としに細かく砕いて研磨剤代わりに使えると聞いている。

さらに、糠漬けを作るときに糠床に卵の殻をしっかりとあらって細かく砕いて入れることで、糠独特の酸味を和らげることができるらしい。

ただし、鍋の焦げ落としと糠床作りにはまだ挑戦していない。

機会があればやってみたい。



（３）みかんの皮

家庭菜園時に虫よけになると聞いて活用している。

みかんの皮を乾燥させて、細かくして畑にまくだけである。本当に虫よけになっているのかどうかは確認できない。



（４）古紙・段ボール

ダイレクトメールや街頭でのチラシが多く集まってくる。なぜか段ボールも増えている。これらは、町内会の子供会が古紙回収を行っているので、これに協力している。



ごみの減量とは、リサイクル、リユースにつなげると実施できるような気がしている。

仙台市では『資源になるか、ならないか』を基準に分別していると指導しており、『燃やせるごみ』、『燃やせないごみ』の区別はないとし、資源物を分別し、残ったものが家庭ごみであるとしている。

我が家での取り組みは、生活の習慣から何となくやっているが、仙台市が指導している内容に合致しており、安心している。

この記事が掲載される頃には、**ごみ減量・リサイクル推進週間**の最中或いは終了後で、啓発されているのではないかと推測している。日本で廃棄物の減量化や再生利用を促進するための各種啓発活動を行う週間とされ、毎年5月30日～6月5日とされている。語呂合わせで、**『ごみゼロの日』**を初日とした一週間である。平成5年に厚生省（現在は環境省に移管）によりごみ減量化推進週間として制定・実施されていたが、平成9年にごみ減量・リサイクル推進週間に改称された。期間中は各種啓発活動が行われる他、各地で路上の清掃などの美化清掃活動が行われている。

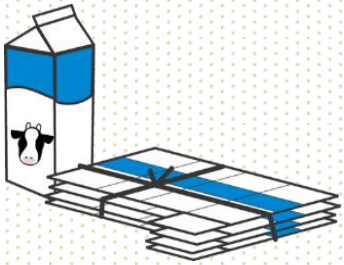
最後に付け加えておく。我が家のごみの量は確かに減っている。しかし、ビン・缶・ペットボトルは減らない。増えているように感じる。多少の矛盾を感じながらも、健康のため、或いは運動後の水分補給（特に泡のでるもの）と変な言い訳を立てて自己満足している自分がいる。



やっていることは、ささやかで詰まらない思いもある。しかし、家庭菜園からの少しばかりの収穫を楽しみに継続している。

皆さんもごみの減量にチャレンジしてみてください。

監査室　Frank・N



最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめーる」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは...

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
022-217-4874（監査室長：佐藤）
022-217-5680，4880（平野、小原、綱川、杉山）

【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@grp.tohoku.ac.jp



メールマガジンの一部または全部を無断転載することを禁止します。
© 2010 Audit Office Tohoku University